

佐 本 人 少 発 第 6 3 号
 佐 本 務 発 第 1 7 1 号
 令 和 8 年 3 月 2 3 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和13年3月31日まで
少年サポート係	
人 事 係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

少年補導職員の運用要領について（通達）

少年補導職員は、少年の特性に関する専門的な知識を有する少年警察の専門家として非行防止対策等に当たっているほか、犯罪等による被害を受けた少年の保護対策においても重要な役割を担っている。

そのため、少年補導職員がこれらの業務に専従し、その能力を十分に発揮することができるよう、「少年補導職員の運用要領について（通達）」（令和4年7月26日付け佐本人少発第155号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、少年補導職員の効果的な運用を図るため、下記の要領に基づいて運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 活動要領

少年補導職員は、少年警察活動のうち、①少年相談、②継続補導、③被害少年に対する継続的支援、④街頭補導、⑤触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理、⑥家出少年への対応、⑦要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応、⑧有害環境の浄化、⑨関係機関との連携、⑩広報啓発等の各活動に従事しているところであるが、特に少年の特性に関する深い知識と理解に基づく個々の少年の特質に応じた取扱いを行うなど、その期待される能力が十分に発揮できるものとする必要がある。

このため、次の点に配意した活動を積極的に推進すること。

(1) 活動の重点

①少年相談、②継続補導及び③被害少年に対する継続的支援については、個々

の少年の特質に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年補導職員に期待される能力を十分に発揮できる活動であることから、他の活動に優先して取り組むこと。

④～⑨の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年やその保護者等と直接接する活動に重点を置くこと。

(2) 個々の活動の要領

① 少年相談

相談事案への対応は、相談等の取扱いに関する訓令（平成25年佐賀県警察本部訓令第12号）、「相談等の取扱いに関する訓令の運用について（例規通達）」（平成25年12月2日付け佐本広発第160号）に基づき適切に実施することはもとより、少年に関する電話相談・面接相談を受理したときは、被相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講ずること。

② 継続補導

保護者等の依頼があったとき、又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うこと。

また、継続補導に当たっては、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう、招致面接指導のほか家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡・連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めること。

③ 被害少年に対する継続的支援

少年相談や事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年であって、精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得た上で、関係機関又は被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の実情に応じた計画的な助言、指導の実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援活動を行うこと。

④ 街頭補導

非行少年等のい集・非行が行われやすい場所・時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努めること。

また、積極的な声かけ等により、非行少年等の早期発見に努め、発見・補導した場合は、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意・助言を行うこと。

⑤ 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

触法・ぐ犯・不良行為少年事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告、その他の処理手続の補助を行うとともに、当

該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のために必要な注意・助言を行うこと。

⑥ 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、速やかに所属長に報告した上で、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき組織的な対応を図ること。

また、家出少年を発見した際は、少年の心理その他の特質に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害のおそれの有無を確認すること。

⑦ 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、児童相談所に通告するなど、状況に応じた措置を講じるほか、学校・保健所をはじめとする関係機関等と連携して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うこと。

⑧ 有害環境の浄化

街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行うこと。

⑨ 関係機関との連携

少年警察活動は、関係機関等の理解と協力を得て行うことが必要なことから、学校をはじめとする関係機関等と緊密な連携を図る上で、所要の対応を行うこと。

⑩ 広報啓発

少年の非行防止、少年の犯罪等による被害防止、少年相談の利用促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等、あらゆる機会を利用した効果的な広報啓発を行うこと。

2 転用の抑制

少年補導職員は、少年の特性に関する深い知識と少年と接した経験を生かせる少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警察職員であることから、勤務形態、配置等についても特段の配慮をし、少年補導職員の本来の活動以外の活動に従事させることは、極力抑制すること。

3 教養の実施

生活安全部人身安全・少年課長は、少年補導職員がその職責を果たすために、少年の特性に関する深い知識等の習得が不可欠なことから、採用時の教養の充実を図るとともに、少年相談等における聴取技術や問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養を受講させるよう努めること。

また、教養の内容については、事例に基づく実践的なものとする。

4 適任者の任用

少年補導職員には、少年の特性に関する深い知識と少年と接した経験が必要とされることから、その採用に当たっては、大学で心理学、教育学又は社会学を履修した者や臨床心理士、公認心理師の資格を有する者等、適格性を有する者の採用に努めること。

また、特に少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援に従事する者については、大学で心理学等を履修した者、又は専門的な教養を受けるなどしてこれらの者と同等の能力を有する者を充てるよう努めること。

5 配置の在り方

少年補導職員が優先的に取り組むべき少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援の推進に当たっては、これらの活動が担当者の個人的な資質、熱意等に頼ることなく組織的な管理の下に実施される必要があるとともに、対象少年に最もふさわしい担当者を選定できるよう配慮する必要がある。この観点から、上記の活動について、少年補導職員を指導すべき職員の指導・管理の下に運用する必要があることから、少年補導職員を少年サポートセンターに集中して運用すること。

もっとも、地域に密着した活動に支障を来すなど特別の事情があり、少年補導職員の集中配置が困難なときは、警察署へ分散配置できるものとし、この場合、人身安全・少年課長において、少年非行情勢を踏まえ、その配置の必要性を定期的に見直すこと。

なお、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、分散配置された少年補導職員も対応できるものとするものの、この場合においても、原則として、少年サポートセンターに専従で勤務する少年補導職員が中心的な対応をすること。

6 関係機関との連携の強化

①少年相談、②継続補導、③被害少年に対する継続的支援等の活動を実施する上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し、連携して対応する活動が効果的であることから、平素より関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化すること。

7 活動についての適正な評価

少年補導職員の活動の評価に当たっては、その活動の特質が捜査、取締りとは別の観点から少年を指導・支援する点にあることを認識し、少年相談により事件の端緒を得ることを賞揚するような基準によることなく、少年補導職員の活動の本質に照らして、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価すること。

8 危害防止のための措置

少年補導職員が継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合は、受傷事故に遭遇することとも考えられることから、接触する日時、場所、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置を講ずること。

特に、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所や時間帯で実施する場合には、警察官を同行させること。